

# 〇〇上伊那

平成26年6月17日

## 「長野県が目指す、インクルーシブな教育の方向」

伊那養護学校 伊藤潤

はじめまして、今年から伊那養護学校でお世話になっています、伊藤です。宜しくお願いします。

「特殊教育」から「特別支援教育」と変わって8年目を迎えました。学校教育法が改正され、障害のある幼児児童生徒の教育は本当に大きく舵を切っています。この間、国連の「障害者の権利に関する条約」の批准や国の「障害者基本法」改正、なにより、文科省中央教育審議会報告が提出され、「インクルーシブな教育＝障害の有無によらず、すべての子どもを対象として、一人一人の特別な教育的ニーズに応じて教育を行うべきである」という、これからの特別支援教育の方向が明確に示されました。長野県においても、国内外の動きを踏まえ、H24年に特別支援教育の目指すべき方向を示した、「長野県特別支援教育推進計画」を策定し、「子どもたちは皆、多様な教育的ニーズを有している存在である」という認識に立ち、すべての子どもが輝き、共に学び共に育つ学校・地域を目指すこと」を長野県の基本方向として示しています。

上伊那では、この「共に学び共に育つ学校・地域を目指す」方針に沿って、全市町村(岡谷市含む)・小中学校の熱い理解・支援の下、昨年度までに副学籍制度が整備され、希望すれば、養護学校児童生徒が副学籍を持つことが可能になり、「地域の子が、共に学び共に育つインクルーシブな教育」の1つの在り様として全国的にも注目されています。この他、上伊那郡に3校目となるLD等通級指導教室(伊那北小)の開設や特別支援学校自立活動担当教員による小中学校自・情障学級への巡回支援の開始、高等学校の特別支援教育充実実践研究(箕輪進修高校)の開始など、増加傾向を示す特別支援を必要としている子ども達への支援・施策が進みつつあります。(下段:関連する県教委特別支援教育課の施策、参照)

いま、世の中は『共生社会の形成』を目指して、障害者の差別を罰する法律の制定や「合理的配慮」という障害者支援のあり方の提示など新たな方向に動き出しています。また、教育現場にも特別支援を必要としている様々な子ども達のため、「多様な学びの場」の整備が求められています。今こそ、各学校・地域では、関係機関等障がいのある児童生徒の支援に携わるすべての方々の力を結集して「個別の教育支援」の整備を図るべきではないでしょうか。地域の社会資源の積極的な活用こそ、インクルーシブな教育の実現、共生社会の形成につながると考えます。必要な専門性の1つとして、支援資源を取り込み、活用するコーディネイト力を発揮してください。

### <関連する県教委特別支援教育課の施策>

- ① 4月～臼田高校内に、小諸養護学校高等部分教室「うすだ分教室」(県内4校目)を開設
- ② LD等通級指導教室を5教室(飯山小、東御市和(かのう)小、大町南小、伊那北小、伊賀良小、計18教室)増設
- ③ 障害特性に応じた自立活動の指導の充実を図るため、特別支援学校自立活動担当教員による小中学校自・情障学級への巡回支援の拡充(次ページ参照)
- ④ 25年9月に学校教育法施行令が一部改正に伴い、就学後も一貫した支援を実現できるように、市町村就学相談体制整備研修会の開催や教育支援ハンドブックの作成などの施策推進
- ⑤ 「発達障害支援力アップ」出前研修や、地域の中核となるコーディネーターの養成研修(2年次目)の実施
- ⑥ 「高等学校段階における特別支援教育の充実に関する実践研究」では、高等学校の通級指導や自立活動の指導をどのように教育課程に位置付けていくかの実践研究(箕輪進修高校)

# 平成26年度 特別支援学校自立活動担当教員による 自閉症・情緒障害特別支援学級への巡回相談支援について

## 1 目的

特別支援学校のセンター的機能を活用し、特別支援学校の自立活動担当教員が自閉症・情緒障害特別支援学級への巡回相談支援を実施し、教員の指導力、自閉症・情緒障害特別支援学級の支援力の向上を図る。

## 2 支援内容

自閉症・情緒障害特別支援学級の運営や児童生徒の実態把握・個別の指導計画の作成、活用、評価等に係る助言・援助

## 3 平成26年度上伊那郡実施校と対象校

郡市	実施校	対象小中学校			巡回校数
上伊那郡	小学校 11校	両小野小学校 南箕輪小学校 伊那東小学校 宮田小学校	箕輪中部小学校 南部小学校 伊那北小学校 七久保小学校	箕輪北小学校 西箕輪小学校 中川西小学校	計15校
	中学校 4校	伊那中学校 赤穂中学校	西箕輪中学校 中川中学校		

※対象郡市の自閉症・情緒障害特別支援学級のある小中学校、合計15校。

※自閉症・情緒障害特別支援学級担任のニーズ(経験・専門性)を踏まえ、対象郡市校長会にて決定。

## 教育課程研究協議会について

教育課程分科会推進責任者 塩入 健

10月8日(水)に行われる教育課程研究協議会は、西箕輪小学校及び西箕輪中学校での開催になります。

特別支援教育委員会では、参加者のみなさんにとって実り多き会になりますよう、準備しております。準備にあたって、みなさんにも協力していただくことが出てくるかと思いますが、ご協力よろしくお願い致します。

現段階でわかっていること、決まっていることは以下の通りとなります。詳細が決まり次第、後日お知らせ致します。

### 【午前の部】(予定)

西箕輪小学校:4年生(通常学級) 算数の授業

西箕輪中学校:知障学級 生活単元学習「タブレットを使っての自学」

### 【午後の部】

西箕輪小学校	分散会1	「はじめてのWISC-IV」 講師:武井秀幸先生
	分散会2	「実践発表:副学籍をいかした交流及び共同学習について」 発表:渡辺孝次先生他
	分散会3	「事例研究会」(小学校を中心に)
西箕輪中学校	分散会4	「WISC-IV・K-ABC II 検査とその解釈について」 講師:吉澤智子先生
	分散会5	「WISC-IV中級・解釈を中心に」 講師:福島 徹先生
	分散会6	「事例研究会」(中学校を中心に)

# 「授業のユニバーサルデザイン化について」

伊那北小学校 塩入 健

## ユニバーサルデザインと障害者差別解消法

1974年国連の建築関係の専門会議の報告書に「バリアフリー・エンバイロメント」という言葉が見られるが、これが「バリアフリー・デザイン」の概念を公に認められるはじまりとなった。

「バリアフリー・デザイン」は、障がいのある人々がたやすくアクセスでき、利用できるように建物や環境をデザインし、公共的サービス、商業施設、交通システムなどへの身体障がい者のアクセスを目的とする概念である。

その後、「アジャスティブ・デザイン」(適応デザイン)「ライフスパン・デザイン」(生涯デザイン)、「トランスゼネレーション・デザイン」(超世代デザイン)等々、様々な概念が提唱されてきた。1990年ロナルド・メイス氏(バリアフリー・デザインの提唱者でもある)がこれらの概念を包括する総称的包括的概念として「ユニバーサル・デザイン」を提唱した。「ユニバーサル・デザイン」とは、簡単に言うと、できる限り最大限、すべての人に利用可能であるように製品、建物、空間をデザインすることを意味している…つまり、通常学級にこそ当てはめて考えていく概念である。

「障害者差別解消法」施行を控え、『授業のユニバーサルデザイン化』を進めていくことは、私たちがすべき合理的配慮の基礎となる環境整備と言ってもいいだろう。

環境と接した時に「障がい」となる…適切な環境のあり方を考え、見直し、私たち自身が『障害』を設定しないようでありたいと言いつつ聞かせているところである。

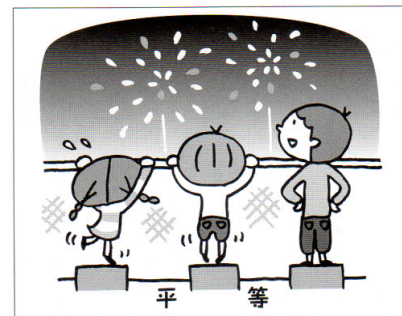
○□△☆ ←合理的配慮

### 基礎的環境整備

合理的配慮の基礎となる環境整備  
(国・都道府県・市町村による環境整備)

+

授業の  
ユニバーサルデザイン化  
(私たちが、今からすべきこと)



〈図1〉一般的な平等のイメージ



〈図2〉特別支援のイメージ



〈図3〉ユニバーサルデザインのイメージ

## 明日からできそうなこと

### 1. 刺激を制限した教室環境にする

【視覚刺激を制限する】…黒板には、本時の授業に必要な板書や掲示物以外のものは取り除く・黒板は消しムラがないように消す・黒板左右の掲示板や教師用の戸棚にはカーテンを掛ける・座席配置で刺激を制限する…等々

【聴覚刺激を制限する】…聴覚過敏といっても一人ひとりの特性は異なるが、椅子の脚の硬式のテニスボールをはかせる・ヘッドホンや耳栓を用いる等の方法がある。安心していくことで過敏性が緩和されていくこともある。慣れさせようと無理強いすることは恐怖心をもたせることにつながり状況を悪化させてしまうことがあることをおさえておきたい。

### 2. 授業の場を構造化する

【あいさつ】…授業の始めと終わりにあいさつを必ず行い、始まりと終わりを明確にさせる・「1時限目の国語が終わりました。次は2時限目の英語です。」と目に見えない時間の流れを日課表を通し見えるように示して意識化させていくことも有効である。

【指示】…「～したら～して…」と流れでの指示をせず、「①プリントを出す」「②トイレに行く」「③体育着に着替える」等と次の行動の手順を明確にする・必要な指示は活動の前に伝え、付け足しの指示をなくす…等々

### 3. 授業の見通しをあらかじめ示す

初めてのことや予定外のことや苦手で、予告し見通しを持たせることで安心して主体的に取り組めるようになることが多い。毎時の授業では、本時のめあてと活動の流れを示し、何のために何をするのかを明確にすることが大切である。また、一定時間取り組む活動では、残りの時間量を見える形で示すことも有効である。(砂時計・キッチンタイマー・タイムタイマー等々)

### 4. 曖昧な指示は避ける

定型発達をしている子は、発問が曖昧であっても、授業者の意図することを推し量ることができる。しかし、他者との社会的関係を築くことが困難な発達障がいの児童生徒は、相手の意図を推し量ることが苦手である。「何か気づいたことはありますか?」→「○○について、気づいたことはありますか?」と意図を明確にしていくといいだろう。

…まず、やってみる。何が適切かは…子どもたちが教えてくれます!